

平成22年2月25日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市環境審議会
会長 進士 五十八



川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について（第2次答申）
川崎市地球温暖化対策推進基本計画の考え方について

平成20年10月9日付け川環地第275号をもって諮問のありました「川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について」、当審議会では、専門的な審議が必要と判断したことから、川崎市環境基本条例施行規則第14条の2第2項に基づき、温暖化対策特別部会を設置し、同施行規則第14条の3に基づき、同部会に付議し、その検討結果を基に、幅広い見地から審議を行いました。

その結果、川崎市地球温暖化対策推進基本計画について、次の考え方に基づき策定することが妥当との結論を得ましたので、答申いたします。